



福岡医発第1765号(地)
平成14年12月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原



「健康増進法」の施行期日を定める政令等について

師走の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「健康増進法」の公布につきましては、平成14年8月23日付福岡医発第948号(地)で貴会宛にお送りいたしました。

このたび、健康増進法の施行期日を定める政令と施行令が平成14年12月4日に公布されましたので、ご参考までに官報を送付いたします。

なお、施行は平成15年5月1日であります。



(地Ⅲ184)

平成14年12月20日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会

常任理事 櫻井 秀也



「健康増進法」の施行期日を定める政令等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「健康増進法」の公布につきましては、平成14年8月8日付（地Ⅲ97）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

このたび、健康増進法の施行期日を定める政令と施行令が平成14年12月4日に公布されましたので、参考までに官報を送付いたします。施行は平成15年5月1日であります。

今後、厚生労働省において検討会等を設置して、基本方針、国民健康・栄養調査、健康診査の実施等に関する指針等、具体的内容の検討を行っていく予定であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



政令第三百六十号

健康増進法の施行期日を定める政令

内閣は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

健康増進法の施行期日は、平成十五年五月一日とする。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

健康増進法施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年十二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百六十一号

健康増進法施行令

内閣は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第十条第二項、第十六条、第二十六条第四項(同法第二十九条第二項において準用する場合を含む)、第三十一条第一項及び附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(独立行政法人国立健康・栄養研究所の行う事務)

第一条 健康増進法(以下「法」という。)第十条第二項の政令で定める事務は、集計とする。

(発生の状況の把握を行う生活習慣病)

第二条 法第十六条の政令で定める生活習慣病は、がん及び循環器病とする。

(特別用途表示の許可等に係る手数料)

第三条 法第二十六条第四項(法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 国に納める手数料 九千四百円
- 二 独立行政法人国立健康・栄養研究所に納める手数料 十七万二千元

(栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合)

第四条 法第三十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する栄養表示食品であつてその容器包装及びこれに添付する文書に同項に規定する栄養表示がされていないものを輸入する場合とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十五年五月一日)から施行する。

(栄養改善法施行令の廃止)

第二条 栄養改善法施行令(昭和五十九年政令第百三十八号)は、廃止する。

(法附則第六条の政令で定める経過措置)

第三条 法附則第三条に規定する特定給食施設の設置者であつて、法の施行の際現に法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項について都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)に届け出ているものは、同項の規定による届出をした者とみなす。

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特例措置等に関する政令の一部改正)

第四条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特例措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第十号及び第十一号を次のように改める。

十及び十一 削除

第七十条第二項第二号を次のように改める。

二 削除

(厚生労働省組織令の一部改正)

第五条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十九号中「栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)」を「健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)」に改める。

第五十六条第四号中「栄養改善法」を「健康増進法」に改める。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

健康増進法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年十二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎